

社会福祉法人さつき会 多機能型グループホーム鷹栖なごみの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さつき会は、介護保険法に定める指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業および指定認知症対応型共同生活介護事業の適正な実施のために、必要な人員及び管理運営に関する重要事項をここに定め、もって利用者の認知症の症状の進行を緩和し、共同生活住居において安心できる生活の場を提供することを目的に事業を実施する。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多機能型グループホーム鷹栖なごみの家
- (2) 所在地 上川郡鷹栖町南1条1丁目1番20号

(事業の利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、介護保険法における要支援2および要介護者のうち、認知症の状態にある方で、少人数による共同生活を営むことに支障がない方（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する方、当該認知症に伴って著しい行動異常がある方、その方の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く。以下「入居者」という。）とする。

(運営方針)

第4条 なごみの家は、入居者一人ひとりの人格を尊重し、共同生活住居における家庭的な環境の下で、入居者それぞれが役割を持った安心した日常生活を営むことができるように努める。

2 なごみの家は、事業の実施にあたっては、地域住民・ボランティア等との交流を進めるとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

~~3 なごみの家は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。~~

~~4 なごみの家は、緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行わざる得ない場合の手続きについて別に定めるとともに、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を明確に記録する。~~

~~4-5~~ なごみの家は、サービスの質を高めるために、事業の内容を多角的に分析し、改善すべき点を明らかにするための評価（自己評価）を行うとともに、外部の第三者による客観的な観点からの評価（外部評価）を受ける。

~~5-6~~ なごみの家は、前項の評価結果を入居申込者又は家族に対する重要事項等の説明の際に合わせて説明するとともに、共同生活住居内の見やすい場所に掲示する。

(入居定員等)

第5条 なごみの家にある共同生活住居の名称と入居定員は、次のとおりとする。

- (1) 和ユニット 9名
- (2) 洋ユニット 9名

(職員の員数等)

第6条 なごみの家の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の職員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤2名、うち、介護支援専門員1名)

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。

(3) 介護職員 10名以上

①和ユニット…5名以上

②洋ユニット…5名以上

介護職員は、入居者の介護、介助にあたる。

(4) 看護職員 1名(非常勤)

利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。

(居室)

第7条 事業者は、利用者の居室を原則個室(定員1名)とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

(食堂)

第8条 事業者は、利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

(その他の設備)

第9条 事業者は、設備としてその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 入居申込者又はその家族は、なごみの家の利用にあたり、あらかじめ別に定める入居申込書ならびに主治医の診断書等(当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認できるもの)を提出する。

2 なごみの家は、入居申込者又はその家族に対して、この運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について入居申込者の同意を得る。

3 なごみの家は、前項に定める入居申込を受け付けた場合は、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認するとともに、当該診断書等を保管しなければならない。

4 なごみの家は、入居申込者が入院治療を要する方であることなどの場合で、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の事業者、介護保険施設、病院または診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

5 なごみの家は、入居申込者の入居決定に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握し、別に定める入居判定会議の決定を受けるものとする。

6 なごみの家は、入居者の退居の際には、入居者および家族の希望を踏まえたうえで、退居

後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行うものとする。

- 7 なごみの家は、入居に際しては入居年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去年月日を、入居者の被保険者証に記載するものとする。

(身元引受人)

- 第11条 入居決定者は、入居の際には、成年者で独立の生計を営む者を身元引受人に定め、別に定める契約書により、連名で利用契約を締結するものとする。

(介護予防認知症対応型共同生活介護計画および認知症対応型共同生活介護計画の作成等)

- 第12条 管理者は、この事業の提供を開始する際に、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）の作成を命ずる。
- 2 計画作成担当者は、介護計画の作成にあたり、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 4 計画作成担当者は、作成した介護計画の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該介護計画書を利用者に交付する。
- 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

- 第13条 介護職員は、介護計画にもとづき、利用者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう介護を行うものとする。
- 2 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護職員が共同で行うよう努めるものとする。
- 3 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 4 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 5 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(協力医療機関等)

- 第14条 なごみの家は、入居者の病状等の急変に備えるために協力医療機関等を定め、また、夜間緊急時の対応等のため介護老人福祉施設等との連携体制を整える。
- 2 前項の協力医療機関等の内容は、入居申込時の重要事項等の説明の際に、合わせて説明する。

(認知症対応型共同生活介護提供記録の作成等)

- 第15条 介護職員は、サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的内容等を記録するとともに、入居者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該記録の内容を入居者又はその家族に対して提供する。

(利用料等)

- 第16条 なごみの家を実施する指定介護予防認知症対応型共同生活および介護指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
 - 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
 - 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - (1) 食材料費
 - (2) 理美容代
 - (3) おむつ代
 - (4) 居住に要する費用
 - (5) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (6) その他、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
 - 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(利用料の変更等)

- 第17条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。
 - 3 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (5) 理美容代
 - (6) その他、特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるもの

(緊急時における対応方法)

- 第18条 なごみの家は、入居者の病状に急変が生じた場合は、速やかに当該入居者の主治医又は協力医療機関等に連絡するほか、適切な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 なごみの家は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(身体的拘束等の禁止)

第20条 なごみの家はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 なごみの家は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(事故発生時の対応)

第21条 介護職員等は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者への必要な救急処置を行うとともに、管理者、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等、必要な措置を講じる。

2 管理者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故の再発防止策を講じなければならない。

(非常災害対策)

第22条 なごみの家は、非常災害時の対応に関する具体的計画を作成するとともに、非常災害に備えて、少なくとも年2回は避難、救出その他の必要な訓練を行う。

2 非常災害が発生した場合は、計画に従い、入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(苦情処理)

第23条 なごみの家は、入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容及び対応等を記録しなければならない。

(掲示)

第24条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利

用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(情報開示同意書)

第25条 計画作成担当者等が、居宅介護支援事業者が主宰するサービス担当者会議等において、入居者の利益の増進を目的に、入居者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書による同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第26条 なごみの家は、入居者に提供したサービスの内容等に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第4条4に規定する自己評価、外部評価の記録
- (2) 第12条に規定する認知症対応型共同生活介護計画
- (3) 第15条に規定する認知症対応型共同生活介護記録
- (4) 第20条1に規定する身体拘束等に関する記録
- (5) 第21条2に規定する事故の状況等に関する記録
- (6) 第23条2に規定する苦情の内容等に関する記録
- (7) 第4条4に規定する身体拘束等に関する記録

(その他運営についての重要事項)

第27条 なごみの家は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1か月以内
- (2) 継続研修 年3回以上
- 2 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さつき会理事長となごみの家の管理者との協議にもとづいて定める。

附 則

この規程は、平成16年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月5日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。